

- 備考1 自動車税環境性能割の納税義務免除不許可決定通知書にあつては、この様式を準用すること。この場合において、「該当するものと認め、納税義務を免除すること」とあるのは、「該当しないものと認め、納税義務を免除しないこと」と読み替えるものとする。
- 2 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づき教示の文の標準を定める規則別記第2に準じた教示の文を付すこと。
- 3 この様式は、軽自動車税環境性能割について準用すること。この場合において、「自動車税（環境性能割）納税義務免除決定通知書」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）納税義務免除決定通知書」と、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と、「地方税法 第164条」とあるのは「地方税法 第459条」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と読み替えるものとする。
- 4 軽自動車税環境性能割に係る納税義務免除不許可決定通知書にあつては、この様式の備考「1」を準用すること。

第101号様式（法第15条関係）

年 月 日

宛

都税総合事務センター所長

印

自動車税（環境性能割）徴収猶予許可通知書

次のとおり徴収猶予を許可しましたので通知します。

徴収猶予をする税額	年	度	課税標準額	税	額	納	期
	年度	円	円	円	年	月	日
徴収猶予期限	年	月	日				

譲渡担保に係る自動車の登録番号

該 当 条 項 地方税法第164条第2項

摘 要

(日本工業規格A列4番)

- 備考1 この様式は、地方税法第164条第2項の規定により、自動車税環境性能割の徴収猶予をした場合の通知に用いること。
- 2 自動車税（環境性能割）徴収猶予不許可通知書にあつては、この様式を準用すること。この場合において、「次のとおり徴収猶予を許可しましたので通知します。」とあるのは「年 月 日付けで申請があつた徴収猶予については、次のとおり許可できませんので通知します。なお、不許可に係る未納の徴収金については、直ちに納付してください。」と、「摘要」とあるのは「徴収猶予不許可の理由」と読み替えるものとし、「徴収猶予期限」の欄を省略するものとする。
- 3 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づき教示の文の標準を定める規則別記第2に準じた教示の文を付すこと。

- 4 この様式は、地方税法第458条第2項の規定により、軽自動車税環境性能割の徴収猶予をした場合に準用すること。この場合において、「自動車税（環境性能割）徴収猶予許可通知書」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）徴収猶予許可通知書」と、「譲渡担保に係る自動車の登録番号」とあるのは「譲渡担保に係る軽自動車の車両番号」と、「地方税法第164条第2項」とあるのは「地方税法第458条第2項」と読み替えるものとする。
- 5 軽自動車税環境性能割に係る徴収猶予不許可通知書にあつては、この様式の備考「2」を準用すること。

第102号様式（法第168条関係）

年 月 日

宛

都税総合事務所長

印

自動車税（環境性能割）更正等通知書

あなたが 年 月 日に取得した自動車（登録番号 ）に係る自動車税環境性能割の課税標準額を次のとおり更正したので通知します。

税 加算金額

なお、この通知書により納付すべき金額は、 年 月 日までに東京都公金取扱店（ゆうちょ銀行の営業所及び郵便局を除く。）に納付してください。

機 関 及 び そ の 派 出 所  
金 融 機 関 及 び そ の 派 出 所  
車 車 税 事 務 所

区 分	課税標準額等	税 率 等	税 額 等
更正・決定等によるもの	円		円
既に確定したもの	円		円
差 引 増 減			円
加 算 金	過少申告 加算金	計算の基礎税額	円
減 算 金	過申告 加算金	10%	円
重加算金		5・15%	円
納付すべき、又は減少（△印）する金額の合計額		35・40%	円

更正・決定の理由	申告書提出期限	申告書提出日	指 定 納 期 限
	年 月 日	年 月 日	年 月 日

申告書提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に及び、不足税額（1,000円未満の端数又は全額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。）に年14.6%（この通知書により指定された納期限までの期間又はその翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金を加算して徴収します。年当たりの割合は、うるう年についても365日当たりの割合です。ただし、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間においては、年7.3%の割合に該当する期間については、商業手形の基準割引率（各年の前年の11月30日を経過するときににおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められるもの）に年4%を加算した割合となります。平成26年1月1日以後の期間においては、年14.6%の割合に該当する期間については、特別基準割合（各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%を加算した割合）に年7.3%を加算した割合（上限年14.6%）、年7.3%の割合に該当する期間については、特別基準割合に年1%を加算した割合（上限年7.3%）となります。

備考1 この様式は、法第168条第4項の規定による通知に用いること。

2 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づき教示の文の標準を定める規則別記第22に準じた教示の文を付すこと。

3 この様式は、法第162条第4項の規定による通知に準用すること。この場合において、「自動車税（環境性能制）<sup>更正</sup>等通知書」とあるのは「軽自動車税（環境性能制）<sup>更正</sup>等通知書」と、「自動車（登録番号）<sup>決定</sup>」とあるのは「軽自動車（車両番号）<sup>決定</sup>」と、「自動車税環境性能制」とあるのは「軽自動車税環境性能制」と読み替えるものとする。

原記第百三十三号様式中「第71条の3」や「第80条」及び「自動車税納税通知書」や「自動車税（種別割）納税通知書」に定める。

原記第百三十三号様式中「自動車税は」や「自動車税種別割は」及び「第145条」や

「第146条又は第147条」及び「第65条」や「第65条又は第66条」に定める。

「自動車検査証の使用の本拠の位置」を管轄する市町村（小笠原村を除く。）

ただし、市町村では納期限後の取扱いはしません。」

別り、同様式備考一中「自動車税」の次に「種別割」を記入する。

原記第百三十三号様式中「自動車税納税通知内訳書」や「自動車税（種別割）納税通知内訳書」に定める。同様式備考一中「自動車税納税通知書」や「自動車税（種別割）納税通知書」に定める。

原記第百七号様式中「第72条の2」や「第83条」及び「自動車税」や「自動車税種別割」及び「第百四十五条第二項」を「第百四十七条第一項」に定める。

原記第百八号様式中「第72条の2」や「第83条」及び「あて」や「宛」及び「自動車税」や「自動車税種別割」及び「第百四十五条第二項」や「第百四十七条第一項」に定める。

原記第百九号様式中「自動車税非課税申告書」や「自動車税（種別割）非課税申告書」及び「あて」や「宛」に定める。同様式備考一中「第66条の2」や「第68条」に定める。「自動車税」の次に「種別割」を加え、同様式備考三中「第145条第二項」や「第147条第一項」に定める。

原記第百十号様式中「自動車税納税済証印」や「自動車税（種別割）納税済証印」に定める。

原記第百十号の三様式中「第74条関係」や「第85条関係」及び「自動車税の」や「自動車税（種別割）の」及び「あて」や「宛」及び「東京都都税条例第74条第一項」や「地方税法第11条の9第2項」及び「自動車税額」や「種別割額」に定める。

原記第百十号の三様式中「第74条関係」や「第85条関係」及び「自動車税の」や「自動車税（種別割）の」及び「自動車税に」や「自動車税種別割に」及び「東京都都税条例第74条第一項」や「地方税法第11条の9第2項」及び「自動車税額」や「種別割額」に定める。

別記第百一十一号の二様式中「第84条関係」や「第85条の6関係」及び「あて」や「宛」及び「自動車税減免申請書」や「自動車税(種別割)減免申請書」及び「第84条の」や「第85条の6の」及び「自動車税の減免」や「自動車税種別割の減免」及び「日本工業規格B列4番」や「日本工業規格A列4番」及び「回様式備考1中「第84条第1項」や「第85条の6第1項」及び「あて」。

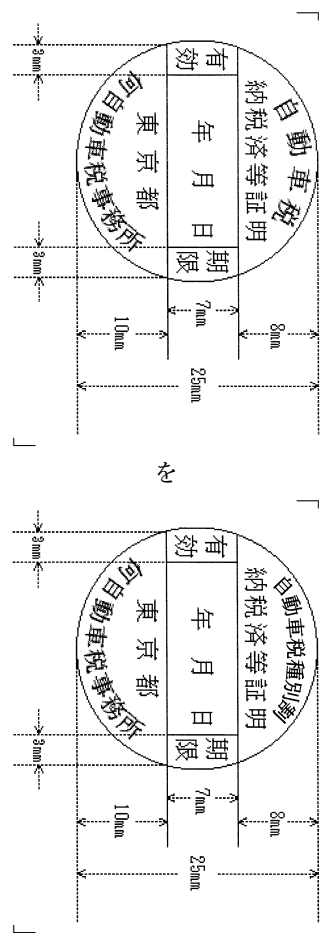
別記第百一十二号様式(甲)中「第84条の2」や「第85条の7」及び「自動車税納税経済等証明書」を「自動車税(種別割)納税経済等証明書」に改め、同様式備考1及び2中「自動車税」の次に「種別割」を加え、同様式備考3中「自動車税納税経済等証明申請書」を「自動車税(種別割)納税経済等証明申請書」に改め、同様式を第百一十二号様式とする。

別記第百一十二号様式(乙)中「第84条の2」や「第85条の7」及び「自動車税納税証明書」を「自動車税(種別割)納税証明書」に改め、同様式備考1中「自動車税」の次に「種別割」を加え、同様式備考2中「自動車税納税証明書」を「自動車税(種別割)納税証明書」に改め、同様式を第百一十二号の二様式(甲)とする。

別記第百一十二号の二様式(乙)中「第84条の2」や「第85条の7」及び「自動車税納税証明書」を「自動車税(種別割)納税証明書」に改め、同様式備考1中「自動車税」の次に「種別割」を加え、同様式を第百一十二号の二様式(乙)とする。

別記第百一十二号の二の二様式(甲)中「第84条の2」や「第85条の7」及び「自動車税納税証明書」を「自動車税(種別割)納税証明書」に改め、同様式備考1中「自動車税」の次に「種別割」を加え、同様式を第百一十二号の二の二様式(甲)とする。

別記第百一十二号の三様式中「自動車税納税経済等証明印」を「自動車税(種別割)納税経済等証明印」及び



に改め、同様式備考1中「自動車税」の次に「種別割」を加える。  
別記第百一十八号の二様式から第百一十八号の八様式までを削る。  
別記第百四十一号の四様式中「附則第25条関係」や「附則第23条関係」及び「附則第25条第1項」や「附則第23条第1項」及び「附則第25条第2項」や「附則第23条第2項」に改める。

別記第百四十五号の三様式(乙)中「附則第26条」や「附則第24条」に改める。  
別記第百七十四号様式中

税	額	①	円	税	額	④	円	
減	免	税	額	②	減	免	税	額
既に納付の確定した税額	③	既に納付の確定した税額	⑤	既に納付の確定した税額	⑥	既に納付の確定した税額	⑧	
差引税額A (①-②-③)		差引税額B (④-⑤-⑥)		差引税額合計C (A+B)		差引税額合計D (A-B-C)		

資	産	割	額	①	円	資	産	割	額	③	円		
減	免	割	額	②	減	免	割	額	④	減	免	割	額
資産割額と従業者割額の合計額A (①+②)		資産割額と従業者割額の合計額A (③+④)		減免税額B (②+④)		減免税額B (②+④)		既に納付の確定した事業所税額C		既に納付の確定した事業所税額C			
差引税額D (A-B-C)		差引税額D (A-B-C)											

過	少	申	告	加	算	金	⑦	過	少	申	告	加	算	金	⑤					
不	申	告	加	算	金	⑧	不	申	告	加	算	金	⑥	不	申	告	加	算	金	⑦
重	加	算	金	⑨	重	加	算	金	⑦	重	加	算	金	⑦	重	加	算	金	⑦	
加算金合計D (⑦+⑧+⑨)		加算金合計E (⑤+⑥+⑦)																		

「C+D」や「D+E」に改める。



6 旧規則附則第十四項の規定は、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税については、なお従前の例による。

7 この規則の施行の際、旧規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年六月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十二号

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都宿泊税条例施行規則（平成十四年東京都規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「（原稿台と一体となったものに限る。）」を削る。

別記第十三号の三様式<sup>3</sup>中「次に掲げる情報」を「次に掲げる情報（宿泊税関係書類（第3面））」と改める。

の大きさが日本工業規格A列4番以下であるときは、解像度及び階調に関する情報に限る。）」「次に「次の事項」を「次の事項（小規模企業者で定期的な検査を税務代理人が行うときは、相互けん副要件を除く。）」に改める。

附 則

1 この規則は平成二十八年九月三十日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都宿泊税条例施行規則第五条の二第二項の規定は、この規則の施行の日以後に提出する東京都宿泊税条例（平成十四年東京都条例第百十一号）第十二条の規定により読み替えて適用される東京都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第二百十四条第一項に規定する申請書に係る宿泊税関係書類（東京都宿泊税条例第十条第二項に規定する書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に提出した東京都宿泊税条例第十二条の規定により読み替えて適用される東京都税条例第二百十四条第一項に規定する申請書に係る宿泊税関係書類

類については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則第十三号の三様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001